

公害防止計画制度の今後のあり方に関する 本検討会とりまとめの方向性（骨子案）

1. 本検討会における検討の背景

- ・ 現行のすべての公害防止計画は、平成 22 年度限りで期限。
- ・ 財特法も、平成 22 年度限りで期限。
- ・ 地方分権改革推進委員会第 3 次勧告（平成 21 年 10 月）への対応。
- ・ 公害防止計画制度は創設されてから 40 年程度が経過。

→ 公害防止計画制度全体を見直し、今後の当該制度のあり方について検討。

2. 現行の公害防止計画制度について

- ① 公害防止計画制度は、「公害対策を総合的に講ずる」ことを目的とした制度。
- ② 環境大臣による公害防止計画の策定指示は、
 - ・ 公害防止対策の中に国の施策に直接関わる問題がある。
 - ・ 公害から人の健康の保護を図る等ナショナルミニマムの確保。という 2 点を踏まえて設けられた仕組み。
- ③ 公害防止計画策定の法的効果は、大きく以下の 2 つに整理できる。
 - ・ 財政上の特例措置 → 財特法に基づく措置
 - ・ 他の法令に基づく地方計画制度との整合確保
→ 都市計画等各種地方計画との適合

3. 公害防止計画制度の見直しの必要性

① 「公害対策を総合的に講ずる」という制度目的（2. ①）について

- ・ 公害が著しい地域においては、公害防止計画制度により公害対策が総合的に講じられ、典型的な公害問題はほぼ解決。公害防止計画制度は、これまでの我が国の公害対策として十分な役割を果たし、その目的は相当程度達成。
- ・ 一部には、公害防止計画の特例措置の効果が必ずしも効率的に発揮されていないと考えられる事例もある。
- ・ しかし、必ずしも「公害対策を総合的に講ずること」の必要性が否定されるものではなく、公害防止計画制度の存続を求める地方公共団体の意見も多い。

- 公害防止計画を「単に終了する」（制度自体を廃止する、又は、制度は形式的に存続しつつ、現行計画の期間満了後は、従前と同様な形で計画作成指示等は行わない。）のは不適切。
- 制度趣旨に即した適切な公害対策に資する制度枠組への改正が必要。

② 環境大臣による公害防止計画の策定指示（2. ②）等国の関与について

- ・ 公害防止対策の多くは、基本的に、地域ごとに、個別の公害分野ごとの制度の運用の中で対応。
- ・ 公害防止計画制度によって、当該地域における公害防止対策と国の施策との関係の整合を確保する必要性や、公害から人の健康の保護を図る等ナショナルミニマムの確保を図る必要性は減少。

- 国の関与の必要性は減少。
国と地方の役割分担については見直すことが必要。

③ 公害防止計画の効果（2. ③）について

- ・ 財政上の特例措置は、具体的に当該地域で問題となっている公害以外の公害に対する事業にも適用されるため、当該特例措置の効果が必ずしも効率的に発揮されていないと考えられる事例もある。
- ・ 一方で、財特法の延長を求める意見、公害防止計画制度とは別であっても、何らかの財政措置が必要という意見もある。
- ・ 他の法令に基づく地方計画との整合確保については、運用上の課題や効果について問題視する意見はなく、引き続き必要と考えられる。

- 少なくとも、財特法の期限切れにより、今後の公害防止事業の推進に支障が出ないように、十分検討することが必要。
- 他の法令に基づく地方計画との整合確保は、引き続き必要。

4. 公害防止計画制度の見直しの方向性

- ① 都道府県知事の裁量を高め、地域において総合的な対策を講じやすい計画制度に移行。

1) 計画の枠組関係

- ◎ 地方分権改革推進委員会の第三次勧告に従った措置が必要。
- ◎ 「公害対策を総合的に推進する」ことを目的とした計画である限り、都道府県知事が自由に策定可能とし、環境大臣による策定指示のあり方を見直す。

2) 計画の効果関係

- ◎ 財政上の特例措置については、財特法の期限切れへの対応も含め、今後の公害防止事業の推進に支障が出ないように、具体的な措置について十分検討することが必要。
 - ◎ 他の法令に基づく地方計画との整合確保は、引き続き必要。
- ② 将来的には、地方公共団体の環境施策に関する基本的な計画の制度への移行についても検討を進めるべき。